

「あたまの健康維持みまもり事業」を山辺町認知症予防事業に

取り入れることに関する協定書

山形県山辺町（以下「甲」という。）と日本テクト株式会社（以下「乙」という。）、日本生命保険相互会社（以下「丙」という。）及びニッセイ情報テクノロジー株式会社（以下「丁」という。）（以下、乙、丙及び丁を併せ「提供者」という。）は、甲が行う認知症予防事業（以下「事業」という。）に、提供者が以下のとおり行うあたまの健康維持みまもり事業（以下「みまもり事業」という。）を取り入れることに関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、提供者が事業の推進をサポートすることを目的とする。

（業務）

第2条 前条の目的を達成するため、甲および提供者は次の各号に定める業務を行うこととする。

- ① 甲は事業の参加者に対し、本事業に係る情報提供、並びに事業運営を行う。
- ② 乙は、認知機能チェックアプリ「ONSEI」を提供する。
- ③ 丙は、事業の参加者に対しみまもり事業のアンケートを実施する。
- ④ 丁は、脳トレーニング「暮らしの脳トレ」を提供する。

（費用）

第3条 前条に定める業務に要した費用は各自において負担することとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和元年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、丙および丁においては、令和2年3月31日までとする。

（反社会勢力の排除）

第5条 甲および提供者は、自己又は自己の代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準じるもの（以下「反社会勢力」という。）に該当しないこと、及び各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- ① 反社会勢力が経営に実質的に関与しているものと認められること。
- ② 自己、自社もしくは第三者が不正の利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、不当に反社会勢力を利用していると認められること。
- ③ 反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ④ 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会勢力と社会的に非難させるべき関係を有すること。

2. 甲又は提供者は、前項の規約に反して、相手方又は相手方の代理もしくは媒介するもの

が、反社会勢力あるいは前号各号の一つにでも該当することが判明したときは、何ら催告をせず、本協定書等全ての合意について解除することができる。

3. 前項の解除により甲又は提供者に損害が発生した場合、相手方に対して損害賠償を請求することができ、解除した当事者は相手方に損害賠償の責を一切負わないものとする。
（協議解決）

第6条 本協定書に定めのない事項、又は本協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲および提供者が協議の上これを解決するものとする。

以上の合意を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁のそれぞれが押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和元年11月26日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

山辺町長

遠藤直幸

乙 東京都港区芝大門一丁目10番18号

日本テクトシステムズ株式会社

代表取締役社長

増岡 徹

丙 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

日本生命保険相互会社

取締役常務執行役員

岩崎 裕彦

丁 東京都大田区蒲田5丁目37番1号

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

代表取締役社長

矢部 剛